

さいたま市環境負荷低減計画指導業務仕様書

1 件 名 さいたま市環境負荷低減計画指導業務

2 契約期間 契約締結日から令和9年3月23日まで

3 業務の目的

市では、「さいたま市生活環境の保全に関する条例」の中で、環境への負荷が相当程度大きい事業所を設置（管理）する事業者は、温室効果ガスの削減等に取り組む内容を記載した環境負荷低減計画書（以下「計画書」という。）を作成、提出及び公表する制度を実施している。

本制度において、市域の温室効果ガス削減に向け、専門知識による各事業所への個別具体的な指導を実施する。

4 業務内容

(1) 事業者からの計画書提出に係る諸業務

ア 新規該当事業者に関するリストの作成

さいたま市環境負荷低減計画制度における提出事業者の要件に該当する事業者について調査を実施し、そのリストを作成すること。

イ 市で受理をした計画書の記載内容の審査及び修正指導

「さいたま市環境負荷低減計画作成の手引き」に基づき書類等の審査をすること。書類等の修正が必要な場合、市が別途指示する方法に基づき、計画書の修正を指導すること。その際、事業者からの問い合わせに対応すること。

ウ 未提出事業者に対する計画書提出の催促

市が作成した事業者一覧の中から、期限までに提出のなかった事業者に対し、計画書の提出を促すこと。

エ 優秀事業者の選定

提出があった事業者の中から、温室効果ガス削減率が高い上位3事業者の温室効果ガスが減少した要因について分析、ヒアリングを実施し、その結果を報告すること。

(2) 取りまとめた計画書・調査書に係る諸業務

ア 年間報告書の作成

イ 年間報告書の各データ集計及び考察（事業者への省エネ対策のアドバイスを含む。）

ウ 提出された計画書から事業者へのアドバイス

(3) 現地訪問によるエネルギー審査指導業務

本市内の事業者2事業者程度へ現地訪問によるエネルギー審査指導を実施し、それに基づく報告書を作成すること。なお、エネルギー審査指導に従事する者は、エネルギー管理士の資格を有する者とする。

5 業務履行場所

本業務にかかる業務履行場所については、さいたま市浦和区常盤6-4-4または受託者内部において業務を履行すること。(前記4(3)を除く。)

6 成果品

本業務を完了したときには、次に示す成果品を提出すること。

- (1) 年間報告書、エネルギー審査指導業務の報告書
- (2) 上記(1)の電子データ
- (3) その他、市担当職員が指示する資料

7 人権尊重に関する特記事項

受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務を実施するにあたり、「さいたま市業務委託基準約款」を遵守すること。
- (2) 受託者は、スケジュールを管理し、円滑に業務を進めるとともに、市担当職員と月1回程度の打ち合わせを実施すること。
- (3) 現地訪問によるエネルギー審査指導業務や打ち合わせに係る交通費等は、受託者の負担とする。
- (4) さいたま市環境負荷低減計画の概要や計画書の様式、計画作成の手引き等については、市のホームページに掲載している。(下記のURL参照)
<https://www.city.saitama.jp/001/009/015/011/001/p059820.html>
- (5) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、法令又はさいたま市契約規則によるほか、その都度協議して定めるものとする。